

5. ウィルチェアスポーツへの取り組みについて、お聞きいたします。今定例会においてウィルチェアスポーツコート設置条例が提案され、可決されると本格的にウィルチェアスポーツが稼働を始めます。日本における障がい者スポーツは、リハビリテーションの延長で考えられてきて所管も厚生労働省でしたが、平成 26 年に文部科学省に所管が変更され、翌 27 年に新設されたスポーツ庁が主導で障がい者スポーツが所管されるようになって、考え方が大きく変わってきました。障がい者スポーツが特別なスポーツという意識ではなく、同じスポーツとしてリハビリテーションから競技スポーツまで幅広い分野で考えられるようになりました。

野田市長も市政運営方針の中で、スポーツを通じて人々の多様性を認め合い、障が

2009 第 3 回定例会 中西個人質問

いの有無に関わらず誰もがともに楽しむインクルーシブな取り組みとしてウィルチェアスポーツを位置づけたことは高く評価すべきことです。ただ東大阪市として障がい者スポーツに取り組むなかで、大阪市の長居障がい者スポーツセンター・舞洲障がい者スポーツセンターのように幅広く障がい者スポーツに取り組むのではなく、ウィルチェア（車椅子）スポーツに限り、コートもアウトドアに限定して取り込もうとしているように思います。車いすに特化して取り組むほうが、障がい者スポーツの理念に理解を示しながら、モノづくりのまちの特性を生かして競技用車椅子の生産にも取り組んでいける可能性があると考えますが、ウィルチェアスポーツに限定して取り組もうとしている市の考え方の、その理念についてお答えください。

2009 第 3 回定例会 中西個人質問

今回設置するウィルチェアスポーツコートは、バスケットボールのように本来インドアで通常行われる競技でも、体育館の床が傷むために利用を敬遠される競技についても利用できるかと聞いています。どんな競技が利用できるのかお答えください。またコートの規格として、公式試合の会場になりうる競技もあるのか、公式試合ができる競技種目は何か、その場合の観覧席をどう考えるのか、ご答弁ください。

今回上程された条例案では指定管理者による管理を定め、今議会で可決後に指定管理者を決定することですが、3 月議会で議決された花園中央公園エリア官民連携魅力創出整備事業における花園中央公園を一体的に管理する指定管理者（いわゆるパーク PFI）との競合はないのか、整合性がどう保たれるのかお答えください。

2009 第 3 回定例会 中西個人質問